

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富士市長 金指 祐樹

市町村名 (市町村コード)	富士市 (22210)	
地域名 (地域内農業集落名)	浮島地区 (浮島1、浮島2、浮島3地区)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

揚水ポンプ等の設備の老朽化もあり、場所によって耕作が困難な箇所が出てきている。圃場整備をしていかなければ、今後新たな担い手の受け入れや規模拡大や集約化をしていくことが難しい状態にある。
そのため、多様な担い手に任せる等の選択肢を踏まえながら集約化を進めていくことが今後の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・浮島地区の水田を将来にわたって有効利用するため、揚水機場等の設備改修等から成る基盤整備事業に取り組むほか、作業効率の改善に向けて、圃場の改善を検討していく。
・担い手への農地集積、集約を進め、経営の効率化につながる農地利用体系を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	119.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	115.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、担い手部会員を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、積極的に農地を機構に貸し付けていくように働きかける。
(3)基盤整備事業への取組方針
揚水ポンプ等の設備改修等を実施し、浮島地区の水田を農地として残していくため、県営事業等の補助事業を活用する。そのために、農地中間管理事業を通して、農地の集積化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が高齢等で営農の継続が困難になった場合や、縮小していく際には、農地中間管理事業を活用し、近隣で交錯している担い手へ集約化を進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
圃場の管理に有効活用できるのであれば、農業支援サービス事業体との連携も考えていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ・有害鳥獣等への対策
- ・農作業の省力化